

熊谷市家庭用防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドライン

熊谷市

令和7年4月1日版

1 はじめに

(1) 目的

家庭用防犯カメラは犯罪の抑止や事件証拠の収集など多くの利点がありますが、一方で、プライバシー保護の観点から、個人情報の取扱いに十分留意する必要があります。

これを踏まえ、市民の皆様にプライバシーに配慮した、適切な家庭用防犯カメラの設置及び運用を図っていただくために、「熊谷市家庭用防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しました。

家庭用防犯カメラを設置する場合は、このガイドラインを遵守するようお願いします。

(2) 定義

ア 家庭用防犯カメラとは、犯罪を未然に防ぐ目的として特定の場所に継続的に設置される画像撮影装置です。撮影した画像の表示または記録の機能を有するものをいいます。

イ 画像データとは、家庭用防犯カメラにより撮影し、記録された映像をいいます。

2 家庭用防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

(1) 設置目的

家庭用防犯カメラの設置にあたっては、設置の目的（犯罪の防止）を明確にし、その目的を逸脱した利用を行わないでください。

(2) 撮影範囲と設置場所

家庭用防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによっては、撮影された個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも設置してよいというものではありません。家庭用防犯カメラを設置する場合は自宅敷地内の屋外に設置し、撮影範囲に自宅敷地外（道路や公園等の公共空間及び他人の建物やその敷地）が含まれる場合には不必要な映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めてください。

(3) 設置の表示

家庭用防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪を抑止する効果を高めるため、設置されていることを周知し、撮影対象区域内やその付近などに家庭用防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示してください。

(4) 設置者の責務

家庭用防犯カメラの適切な映像の取扱い及び情報の漏洩防止などに配慮するため、設置者は適正な運用のために必要な管理を講じてください。

(5) 映像の管理

家庭用防犯カメラの映像が漏えい、滅失、き損または流出等を防止するために次の事項に留意し、適切な管理を行ってください。

ア 映像の保存期間

画像データの保存期間は短期間とし、不必要な映像は保存しないでください。なお、市が街頭に設置している防犯カメラは保存期間（原則１４日間）を定めています。

イ 映像加工の禁止

映像は撮影された状態のまま保存し、加工しないでください。

ウ 映像の厳重な保管

映像を記録した記録媒体等については設置状況に応じた情報漏えい措置を行ってください。また、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう特に配慮してください。

エ 映像の消去

保存期間が終了した映像は、データの上書き又は初期化などにより速やかに消去してください。

オ 記録媒体の廃棄

画像データの記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

(6) 映像の利用・提供

家庭用防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報は、第三者に漏らしてはいけません。また、それらを設置の目的以外に使用しないでください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。なお、提供する場合は提供日時、提供先、提供画像データ内容等を記録し、適正に運用してください。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 警察署等の捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めたとき

(7) 苦情等への対応

家庭用防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せ等を受けた場合は、迅速かつ誠実に対応をしなければなりません。

(8) 業務の委託

家庭用防犯カメラの設置、運用を外部に委託する場合、受託業者にこのガイドラインを遵守させ、適正な設置、運用を徹底させてください。

(9) 個人情報保護法の遵守

画像データについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適正に取扱ってください。

【このガイドラインに関するお問合せ先】

熊谷市市民部安心安全課

電 話 ０４８－５２４－１１１１（内線３３９）

FAX ０４８－５２１－０５２０